

件名	愛媛県中山間ふるさと保全対策基金条例の一部を改正する条例
主管課	農地整備課
根拠法令等	
<p><b>【改正概要】</b></p> <p>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が令和3年3月31日付けで失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたことに伴い、愛媛県中山間ふるさと保全対策基金条例の一部を改正しようとするものである。主な改正点は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1条中に引用する法律名を改正 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号） →過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）</li> <li>第1条中に規定する過疎地域に関する法律条項を改正</li> <li>新たな法律の施行に伴う経過措置を附則に記載</li> </ol>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>愛媛県中山間ふるさと保全対策基金</p> <p>（基金の目的） 中山間地域や棚田地域における農業・農村が有する多面的機能の持続的な発揮と、地域住民活動の活性化を目指し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地や農業用施設の利活用の促進</li> <li>○ 地域住民活動を推進する人材の育成</li> </ul> <p>など、持続的な保全活動の定着への支援を行う事業に活用する</p> <p>（基金の造成） 基金造成額 13億円</p>	